

厚岸町規則第12号

厚岸町予防接種費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町予防接種費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町予防接種費用徴収条例施行規則（平成13年厚岸町規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、インフルエンザの予防接種において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護世帯に属する者でない者については、厚岸町が委託する医療機関への健康保険証の提示をもって申込みがあったものとみなす。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の規定により申込みがあった場合においては、接種希望者への通知を省略することができる。

第6条を次のように改める。

（費用の支払及び請求）

第6条 被接種者は、条例第3条に規定する費用徴収額を医療機関に直接支払うことができる。この場合において、町長は、条例第2条に規定する費用の徴収が行われたものとみなす。

- 2 医療機関は、予防接種に要した費用から前項の規定により支払われた額を差し引いた額を町長に請求するものとする。
- 3 前項の場合において、医療機関は、各月ごとに請求書に予診票を添付し、翌月10日までに町長に請求するものとする。

別記様式第2号（第3条関係）を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

予防接種券

年 月 日

厚岸町長 印

予防接種名	
-------	--

接種希望者	住 所	厚岸町
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
	生活保護受給状況	有・無
接 種 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
医 療 機 関		

※医療機関記入欄

接種医療機関名	
接種医師氏名	印

接 種 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

別記様式第3号（第6条関係）を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。